

告示第324号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成29年5月15日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ東尾道店

所在地 尾道市高須町4779番地9

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前)

1,049㎡

(変更後)

1,338㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数

(変更前)

34台

(変更後)

45台

② 駐輪場の収容台数

(変更前)

11台

(変更後)

15台

3 変更する日

平成29年10月15日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤利行

住所 福山市南蔵王町六丁目26番7号

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の面積

88㎡

② 廃棄物等の保管施設の容量

31m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前0時から午後12時まで（24時間営業）
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
2	午前8時00分から午後10時00分まで	
3	午前8時00分から午後10時00分まで	
4	午前8時00分から午後10時00分まで	

- ③ 駐車場の自動車の出入口の数

駐車場 No.	出入口の数	備考
1	4箇所	
2	5箇所	
3	5箇所	
4	4箇所	
計	18箇所	

- ③ 荷さばき施設において荷捌きを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.(5-(3))	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前6時00分から午後10時00分まで	
2	午後10時00分から午前6時00分まで	

5 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

6 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成29年5月15日から同年9月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成29年9月14日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課